

手続の流れ

既存住宅の場合

お近くの電気工事店等に、感震ブレーカーの設置について相談し、見積書をもらう。

【予防課へ申請】

※必ず、工事を依頼する前に申請！

◆申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 建物が、「富士市内」の「住宅」であることが分かる書類の写し
例：固定資産税納税通知書及び課税明細書、建物の登記事項証明書など
- (3) 感震ブレーカー設置予定場所の写真
- (4) 補助対象経費の見積書の写し
- (5) 設置予定の感震ブレーカーの種類が分かる書類（カタログ等）の写し
- (6) 住戸数が確認できる書類の写し
※複数の住戸に設置する場合に限る。
例：建物図面など

市から補助金交付決定通知書の送付

感震ブレーカー設置工事を依頼
※工事内容等が変更（中止）となる場合は、予防課（TEL0545-55-2859）まで御連絡ください。
⇒工事完了後、業者へ代金を支払い

【予防課へ実績報告】

◆実績報告に必要な書類

- (1) 補助金実績報告書（第5号様式）
- (2) 設置後の感震ブレーカーの写真
- (3) 玄関が写っている建物全景の写真
- (4) 領収書等の写し

市から補助金交付確定通知書の送付
市から申請者へ補助金の支払い

新築住宅の場合

設計業者や建設業者等に、感震ブレーカーの設置について相談する。

【予防課へ申請】

※必ず、工事を依頼する前に申請！

◆申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 建物が、「富士市内」の「住宅」であることが分かる書類の写し
例：建築確認済証など
- (3) 感震ブレーカー設置予定場所の図面等
- (4) 設置予定の感震ブレーカーの種類と金額が分かる書類（カタログ等）の写し

市から補助金交付決定通知書の送付

新築建物への感震ブレーカー設置工事を依頼
※工事内容等が変更（中止）となる場合は、予防課（TEL0545-55-2859）まで御連絡ください。
⇒工事完了

【予防課へ実績報告】

◆実績報告に必要な書類

- (1) 補助金実績報告書（第5号様式）
- (2) 設置後の感震ブレーカーの写真
- (3) 玄関が写っている建物全景の写真

市から補助金交付確定通知書の送付
市から申請者へ補助金の支払い

お 問 合 せ

富士市消防本部
予防課 予防担当

感震ブレーカーを設置しよう

☎0545-55-2859

✉ fi-yobou@div.city.fuji.shizuoka.jp